

医療制度及び年金制度に関する決議

最近の我が国においては経済環境に緩やかな回復が見られるものの、急速な少子高齢化の進展は深刻な社会問題であり、将来にわたる持続可能な社会保障制度の再構築が重要課題となっている。

こうした中、医療保険制度については、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等を柱とする「健康保険法等の一部を改正する法律案」が第164回国会に提出されているが、共済組合の短期給付事業は、市町村の合併に伴う組合員の減少や公務員給与の構造改革などの影響により掛金・負担金収入が減少し、加えて老人保健拠出金及び退職者給付拠出金が依然として大きな負担となっており、厳しい事業運営が強いられている。

一方、年金制度については、被用者年金一元化の議論が急浮上し、昨年12月には、政府の「被用者年金制度の一元化に関する関係省庁連絡会議」において被用者年金の一元化に関する論点整理がなされ、また、与党年金制度改革協議会において今後の取り組みと方向性がまとめられ、これらをもとに本年4月28日の閣議で保険料率や給付等について共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせることを基本方針とする決定がなされたが、地方公務員共済制度は、労働基本権などが制約されている公務員制度のもとで、公務を適正かつ円滑に進める観点から、労使で協議しながら年金のみならず医療・福祉を一体として運営することで効率的なものとして構成されているものである。

以上の状況を踏まえ、共済組合が制度創設の目的である組合員及び被扶養者の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、地方公務員共済組合制度における医療保険制度及び年金制度の健全な運営が将来とも維持されるよう、特に下記の事項についての配慮を要望する。

の給与水準を、全国中位水準に引き上げることに、さらに努力を継続すること。

2 年金制度関係

- (1) 地方公務員共済年金制度及び共済組合組織については、公務員制度の一環としての総合的社会保険制度を運営するうえで効率的な組織として構成されているので、引き続き総合的な運営の確保が図られるようにすること。
- (2) 被用者年金制度一元化の具体的検討に当たっては、関係者の意見を十分に聴取し、その理解と納得が得られるようにすること。また、職域部分については、公務員の職務上の制約や特殊性を踏まえて導入された経緯を尊重し、公務員制度としての新たな仕組みを構築するに当たっては、諸外国の公務員年金や民間の企業年金及び退職金に関する実態調査を踏まえ制度設計を行うこと。
- (3) 追加費用については、共済年金制度創設前の恩給制度、退職年金条例等に係る費用であり、その費用の負担は当然国等の責任であるので、恩給等との関係について論点整理し、今後もこれを維持継続すること。
- (4) 積立金の運用については、資金規模や地域経済への影響等を勘案し、引き続き地方公務員共済組合の主体的な管理・運用が図られるようにすること。
- (5) 市町村の共済組合の年金給付事業に関し全国市町村職員共済組合連合会が集約して一元的処理を実施することについては、組合員や年金受給者に対するサービスの低下を招くことがないようにするとともに構成組合の意思を反映できるようにすること。

記

1 医療制度改革

- (1) 医療制度改革に当たっては、地方公共団体及び組合員の負担の軽減につながるような方向で確実に実施すること。
- (2) 高齢者医療制度の導入に当たっては、世代間の負担の公平性を確保しつつ、地方公共団体及び組合員が納得できる仕組みで創設・再構築すること。
- (3) 介護保険制度については、被保険者の負担増とならないように公費負担等の財政措置を含めた十分な対策を講ずること。
- (4) 短期給付財政悪化の一因となっている全国下位にある組合員

3 共通事項

共済組合の事務に要する費用の一部に充てられている短期経理及び長期経理からの繰入れについてはその解消に努め、早急に地方公務員等共済組合法第113条第2項第5号に定める本来の形に戻すとともに、これに係る地方公共団体負担分に対する適切な財政措置を講ずること。

以上決議する。
平成18年6月2日

愛媛県市町村職員共済組合 第165回組合会

本年9月に年金の掛金率が引き上げられます 地方公務員共済組合連合会

平成16年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成18年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

区分	平成17年9月 ～平成18年8月	平成18年9月 ～平成19年8月
給料に 対する割合*	85.8625	88.075 (+2.2125)
期末手当等に 対する割合	68.69	70.46 (+1.77)

※給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。

なお、平成19年以降の長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

区分	【長期給付に係る掛金率の今後の引上げ】	
	平成19年9月～ 平成20年8月	平成20年9月～
給料に対する割合	90.2875 (+2.2125)	92.5 (+2.2125)
期末手当等に 対する割合	72.23 (+1.77)	74.0 (+1.77)

※長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。

地方公務員共済組合連合会 <http://www.chikyoren.go.jp>